

鳥取県告示第 44 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字釜ヶ谷346、347、鹿野町鷲峰字這谷602の1、602の2、602の11、602の14、字猪谷1691の1から1691の6まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字紙屋条497、字南上野977、字上野1001の1、1002の1、1004、字大谷2149から2176まで、字谷奥3876から3879まで、3881、字上南谷3963、字小谷山4044、4045の1、4045の2、4049、4052から4054まで、字岡ノ上4087、4089、4090、字河原谷山4202、4209の1、鹿野町宮方字奥谷329、字奥谷口331、332、334、335の1、339、鹿野町末用字谷奥2048、字谷奥南平2325、字北谷奥口2346、鹿野町鷲峰字太治藪627の1、字南所1046、字谷川所1050の2、1051、1052の1、1053、1055から1060まで、字宮坂1126から1130まで、字渡り手1216の2、1217、1222、1238、字大谷東平添1289、1290の1、字宮尾1479、字檜木谷1554の1、1556、字狐尾1614の1、1638、1639、字東山1640、1641、1644、1646の1、1650

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿野町河内字紙屋条497、字南上野977・字上野1004(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字上南谷3963、字小谷山4045の1(次の図に示す部分に限る。)、4045の2、4049、4053、字岡ノ上4087・4090・字河原谷山4202・鹿野町宮方字奥谷329(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、鹿野町鷲峰字大谷東平添1289、1290の1、字狐尾1614の1、1638、1639、字東山1640、1641、1650

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)